

新型コロナウイルス対策政策一覧

2020年4月27日（月）現在の情報です

各制度は随時変更や締切となる可能性があります、最新情報は各制度の発行元サイトをご覧下さい。

■融資制度

セーフティーネット保証4号

対象者	1. 災害指定を受けた地域で1年以上事業を営んでいる中小企業 (Covid-19は全国の企業が対象) 2. 最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることが条件
金額	普通保証2億円まで、 無担保保証8000万円まで、無担保無保証人保証2000万円まで
概要	信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度
受給までの流れ	1. 本店所在地の商工担当課等に認定申請書2通を提出 2. 認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込む ※保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望にそいかねる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
問い合わせ先	・最寄りの信用保証協会 ・中小企業金融相談窓口 電話：03-3501-1544(直通) ・中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-1511 FAX：03-3501-6861
その他	2020年2月28日発表

セーフティーネット保証5号

対象者	<p>1. 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少</p> <p>※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可</p> <p>例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み</p> <p>2. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）</p> <p>※指定業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3/31までに指定された業種（リスト集約） https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200331_1_5gou.pdf ・ 4/10～追加分 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200410_5gou.pdf
金額	<p>普通保証 2億円まで</p> <p>無担保保証 8000万円まで、無担保無保証人保証 2000万円まで</p>
概要	<p>信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。</p>
受給までの流れ	<p>1. 登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地の市町村の商工担当等に認定申請書2通を提出</p> <p>2. 認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。</p> <p>※保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望にそいかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの信用保証協会 ・ 中小企業金融相談窓口 <p>電話：03-3501-1544(直通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁事業環境部金融課 <p>電話：03-3501-1511</p> <p>FAX：03-3501-6861</p>
その他	<p>3月13日更新 4号と併用可能、ただし上限枠は合算計算</p>

新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高</p> <p>b 令和元年12月の売上高</p> <p>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応</p>
金額	中小企業3億円まで、国民生活事業6000万円まで
概要	<p>日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施（無担保融資です）</p>
受給までの流れ	<p>直接貸付になります。</p> <p>日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。</p>
問い合わせ先	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 ・沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785 <p>【土日祝日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業） ・沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795
その他	<p>次ページの特別利子補給制度と併用することで、中小企業は1億円、国民生活事業は3000万円まで三年間実質無利子になります。</p> <p>（2020年3月19日時点の情報です）</p>

特別利子補給制度

対象者	<p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」「危機対応融資」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方</p> <p>①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし</p> <p>②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少</p> <p>③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少</p> <p>※小規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員 20 名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下
金額	<p>中小企業 1 億円まで、国民生活事業 3000 万円までの利子相当額 借入後の当初 3 年間が対象</p>
概要	<p>日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行う</p>
受給までの流れ	<p>未定（事業者が利子を払った後に補給されるか、事業者が利子を払わずに直接金融機関に支払われるかは自治体によって異なります）</p>
問い合わせ先	<p>中小企業金融相談窓口 03-3501-1544 ※平日・休日 9 時 00 分～17 時 00 分</p>
その他	<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付等と併用することで、上記金額までは実質無利子になります。</p> <p>公庫などの既往債務の借り換えも対象</p> <p>2020 年 4 月 27 日現在、手続き等の詳細は未定です。</p>

■人材関連の補助

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（東京都）

対象者	以下の両方を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等 ・都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」に参加していること ※現在も参加受付中
金額	250万円（補助率10/10） 満額利用を想定すると100社分を予定
概要	感染症の拡大防止及び緊急時の事業継続対策として在宅勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備費用を助成します。
受給までの流れ	申し込み→審査→支給決定→助成事業の実施・完了→実績報告書作成・提出→審査→助成額の確定→請求書作成・提出→助成金の振込
問い合わせ先	公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係 電話番号：03-5211-2397（平日9時～17時）※平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く
その他	2020年4月27日時点の情報です。 5/12公募締切 予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

時間外労働等改善助成金（テレワークコース）

対象者	<p>以下を両方満たす中小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主 ・労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること <p>（※） 試行的に導入している企業も対象です</p>
金額	100万円（補助率 1/2）
概要	<p>【助成対象の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者に対する研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング 等 <p>※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません</p> <p>【主な要件】</p> <p>事業実施期間中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること
受給までの流れ	申請書・事業計画書などを提出→審査・交付決定→取り組みを実施→事業実施期間終了後、支給申請→審査・支給決定→助成金受け取り
問い合わせ先	<p>テレワーク相談センター（電話：0120-91-6479）</p> <p>上記のフリーダイヤルが繋がらない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）</p> <p>電話：03-5577-4724、03-5577-4734</p>
その他	2020年4月27日時点の情報です